

令和4年第4回野田市議会定例会報告

(教育総務課)

1 会期 令和4年8月30日(火)から9月22日(木)
一般質問9月7日(水)から9日(金)

2 市長の市政一般報告について

市政一般報告(教育関係及び関連事項の抜粋)

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種の状況について
- ② ネーミングライツについて
- ③ 児童センターのオープン延期について
- ④ 生物多様性自然再生事業について
- ⑤ 土曜授業の在り方の検討について
- ⑥ 野田幼稚園の3年保育導入と市内幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進について
- ⑦ 野田市教育大綱について
- ⑧ 健康スポーツ文化都市宣言について
- ⑨ 学校給食における異物混入とその対応について
- ⑩ 公共施設への公衆無線LANの整備について
- ⑪ 施設の老朽化対策について
- ⑫ 公共施設のPCB含有調査について
- ⑬ 野田市イングリッシュ道場について
- ⑭ 千葉県青少年補導(委)員大会の開催について
- ⑮ 野田市に關係するスポーツ選手の活躍について
- ⑯ 各種大会の結果について

3 提出議案について

議案第3号 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 令和4年度野田市一般会計補正予算(第6号)

議案第8号 令和4年度野田市一般会計補正予算(第7号)

認 第1号 令和3年度野田市一般会計歳入歳出決算認定について

4 一般質問について 別紙のとおり

【市政一般報告（抜粋）】

令和4年第4回野田市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、先の定例会以降に動きのあった主な施策や事業についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種の状況について申し上げます。

感染状況が比較的落ち着いていた6月1カ月間では、一日平均8人だった市内居住者の新規感染者数が、その後感染力の強いオミクロン株の「B A. 5」系統に置き換わりが進んだことで、7月下旬には一日300人を超える日もあるなど、第7波として本市においても感染が急拡大しております。

そのような中、国は、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動ができる限り維持しながら、医療提供体制の確保とワクチン接種の更なる促進、効果が見込まれる感染対策の徹底などの感染対策を講ずるとの方針を示し、千葉県は8月4日に、社会経済活動の維持と医療ひつ迫の回避の両立を図るため「B A. 5 対策強化宣言」を行いました。

本市の新型コロナウイルス対策本部会議では、基本的な感染対策を徹底した上で、新型コロナウイルス感染拡大前の状態に戻すとした基本的な対応方針の下、一部の制限を除き、図書館や公民館等の貸館業務など、市民活動に関する業務は継続しつつ、市の主催事業については、個別の実施内容を精査し、中止、延期又はどうしても実施しなければいけない事業は感染対策を徹底した上で実施することを決定いたしました。

なお、昨日の新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、この方針を9月以降も当面の間、継続することを決定いたしました。

8月に入りましても、1日から7日までの7日間平均で一日233人と感染の拡大は続き、さらに、市内の発熱外来がひつ迫している状況を踏まえ、重症化リスクの低い軽度の有症状の方及び濃厚接触者で検査が必要な本市に住民登録のある方を対象に、急遽8月5日から検査キットの無償配付の受付を開始し、本人からの登録情報を基に

医師が陽性者と診断した場合に発生届の作成及び保健所への提出を行う「野田市新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」を開設いたしました。このセンターは、既に県が開設し運営しているセンターの利用希望が想定を上回っていることを受け、市が独自に補完的な位置付けとして開設したものであり、これにより、陽性の場合は早急にその後の県による健康観察や支援につなげることができるようになるとともに、重症化リスクが低い方の検査を市のセンターで対応することで、重症化リスクの高い方が医療につながりやすくなることが期待できるものと考えております。同センターは当面の間、開設してまいりますが、開設以降の利用状況につきましては、8月26日現在、検査キット配付申込件数は4,608件、陽性者登録人数は611人となっております。なお、現時点での事業費は約6,300万円で、予備費を活用させていただいております。

市民の皆様には、現在実践していただいている基本的な感染対策を継続していただきつつ、猛暑の日々が続く中、屋外で会話がなく一定の距離が保てる場合はマスクを外したり、定期的に換気しながらエアコンを使用するなど、熱中症への対策もお願いするとともに、引き続き市の検査キット配付・陽性者登録センターの対象となる方に対する利用を周知してまいります。

ワクチン接種につきましては、3回目接種の状況としまして、8月19日現在、接種者数が10万2,455人で、接種率81.3%となっており、そのうち65歳以上の高齢者の方は、接種者数が4万4,258人で、接種率94.7%、65歳未満の方は、接種者数が5万8,197人で、接種率73.4%となっております。なお、3月中旬から接種の対象となった5歳から11歳までの小児の1回目の接種率は26.4%、2回目の接種率は24.3%となっております。

4回目接種の状況につきましては、6月4日から60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患有する方や重症化リスクが高いと医師が認める方の接種を開始し、6月末からは高齢者施設入所者を対象に順次接種を実施しております。8月19日現在、60歳以上の方2万8,007人に接種し、接種率は54.4%となっております。

感染状況が比較的落ち着いていた期間は、7月初旬に接種できる4回目接種の対象者が予約を躊躇している傾向が見られましたが、第7波とされる全国的な感染急拡大が始まって以降、3回目接種の対象者を含め予約数が急増し、7月15日には7月分

の予約枠が全て埋まる事態となつたことから、翌 16 日に急遽、集団接種会場での増枠を行つたことで、現在の予約状況は落ち着きを取り戻しつつあります。

しかしながら、8月以降も接種希望者が増加することが想定されたため、集団接種会場のうち関宿総合公園体育館において、臨時的に8月 18 日、19 日及び翌週の 25 日、26 日の4日間開設することとしたほか、8月 12 日には、8月 24 日以降の集団接種での更なる増枠を行うなど、3回目接種対象の20代、30代も含めて接種機会の充実を図っております。

小児接種につきましては、接種を開始した当初、市内小児科の4カ所及び集団接種会場で実施しましたが、その後希望者が少ない状況が続いたため、7月初旬に小児科2カ所に縮小しました。しかしながら、その後の感染急拡大や夏休み中に接種を2回完了したいという保護者等からの要望が多くなり、7月下旬には8月分の予約が埋まつてしまつたため、急遽8月4日と5日の午前中に集団接種会場のうち文化会館において小児接種を行つたところであります。

そうした中、7月 22 日付けで国から4回目接種の対象者の拡大について通知があり、重症化リスクが高い方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障がい者施設等の従事者を対象に加えるという内容だったことから、各関係機関に接種券の発行申請を依頼するとともに、新たに対象となった方が8月中には接種が完了できるよう、接種体制の整備を進め、医師会や各施設の協力の下に早急に接種を進めてまいりました。

オミクロン株に対応したワクチンの追加接種につきましては、8月 9 日付けの国からの自治体向け説明会の資料では、薬事承認後、供給までに必要な期間等を踏まえ、10月半ば以降に2回目接種を終了した全ての方を対象に実施することを想定し、準備を進めるよう示されたことから、現在、4回目接種を進めている状況の中で、新たなワクチン接種が実施されることとなつた場合に備え、医療機関と連携しながら接種体制の準備を始めていくとともに、詳細が判明した後、速やかに市民の皆様に対して、市報のワクチン特集号を始め、ホームページ・まめメール等を通じて、新しいワクチンの特性や接種方法などの情報を分かりやすく発信してまいります。

また、これまで集団接種会場として使用してまいりました文化会館につきましては、国が定める接種期間が当初、9月までとされていたことから、同会場での集団接種は

9月末をもって終了することいたします。しかしながら、今後オミクロン株に対応したワクチンの接種開始を想定し、新たな会場として 10 月 1 日からイオンノア店 3 階のスペースを活用し、集団接種を実施することができるよう体制を整えてまいります。なお、関宿総合公園体育館での集団接種は、10 月以降も引き続き実施してまいります。

ここでお手元の市政一般報告に追加して、報告させていただきます。

集団接種会場において発生しましたワクチンの誤接種について申し上げます。

8 月 24 日午後 1 時 50 分頃、関宿総合公園体育館で実施しました集団接種において、市内在住の 80 代男性に誤って、5 回目の接種をした事案が発生いたしました。

経過を申し上げますと、この男性の妻が 7 月 15 日に市内医療機関でワクチン接種をした際、医療機関側から同伴していた男性に対して、8 月 2 日に早めに接種ができる旨の申出を受けて、同日に接種を行いましたが、その際、当初予定していた 8 月 24 日の予約を取り消しておりませんでした。

この男性ご自身も 4 回目接種をした記憶がなく、当初予約していた日に集団接種会場に来場され、更に予診票の記載内容も 3 回目接種済みとなっていたことから、接種を行いましたが、接種終了後の接種済証交付の際に、接種記録を確認したところ、4 回目接種済みであったことが判明いたしました。

男性の健康状態につきましては、接種当日から毎日、午前と午後に健康確認をさせていただいており、現在まで問題はなく良好とのことでございます。

今後、このような誤接種が起こらないよう、接種券の内容確認を徹底してまいります。

次に、先の議会以降の動きや新たに決定した支援策等について申し上げます。

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、国が実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として対象者が拡大され、新たに対象となった令和 4 年度住民税非課税世帯に対して、1 世帯当たり 10 万円の給付を行うもので、8 月 2 日から受付を開始いたしました。

さらに、低所得の子育て世帯を対象とする子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、児童一人当たり一律 5 万円を支給するもので、6 月から支給を開始し、8 月

22日現在、1,647世帯に対し支給しております。

令和2年度及び3年度に引き続き実施する水道基本料金の免除につきましては、4年度は原油価格、物価高騰等の影響を受けている市民の経済的な負担を軽減するため更に2カ月分追加し、7月から10月検針分までの4カ月分の基本料金を全額免除することとしており、7月及び8月検針分の基本料金の免除額は合計で2億1,406万6,045円となっております。

公共施設の貸館等の業務につきましては、基本的な感染対策にご協力いただきながら実施してきたところでありますが、新規感染者が増加傾向にある中で、猛暑により熱中症で命を落とす危険性があり、救急搬送が増加すれば医療のひっ迫も懸念されることから、市民の命と健康を守ることを第一として、屋内、屋外にかかわらず、7月1日から9月30日までの間、公共施設の利用を事前に中止された場合のキャンセル料を免除することといたしました。

ネーミングライツについて申し上げます。

児童センター、文化会館、関宿総合公園及び中央の杜の4施設については、それぞれネーミングライツパートナー候補者との協議が整い、8月1日から契約期間を5年として、愛称の使用を開始しております。

児童センターは、ネーミングライツパートナーはキッコーマン株式会社、愛称は「のだしこども館 supported by kikkoman」、ネーミングライツ料は年額300万円でございます。

文化会館は、ネーミングライツパートナーは野田ガス株式会社、愛称は「野田ガスホール」、ネーミングライツ料は年額160万円でございます。

関宿総合公園は、ネーミングライツパートナーは毎日興業株式会社、愛称は「関宿パーク MOPS」、ネーミングライツ料は年額160万円でございます。

中央の杜は、ネーミングライツパートナーは学校法人東京理科大学、愛称は「東京理科大学ふれあいの杜」、ネーミングライツ料は年額30万円でございます。

契約期間中は、市報や市ホームページ等において、施設名称を表記する場合は愛称を用い、その定着に努めるとともに、ネーミングライツパートナーと協力し、施設の魅力及び知名度の向上を図り、末永く親しまれる施設を目指してまいります。

また、3月に募集し、応募が無かった施設については、応募条件の見直しを行い、ネーミングライツパートナー選定委員会の審議を経た上で、再度募集を行ってまいります。

児童センターのオープン延期について申し上げます。

児童センター（愛称・のだしこども館 supported by kikkoman）につきましては、オープニングセレモニーを8月1日に開催し、翌2日から一般開放する予定でしたが、市内においても新型コロナウイルス感染者数が急増している状況にあり、特に子供たちの感染が拡大していることから、7月28日の対策本部会議において延期を決定いたしました。

オープンの日程につきましては、セレモニーの開催の有無も含め、市内の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら判断してまいります。

生物多様性自然再生事業について申し上げます。

「生物多様性のだ戦略」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により、第7回市民会議を書面による開催とし、これまでの検討経緯を踏まえた第2期戦略の方向性や戦略の構成、取り組む事業についての報告を行いました。今後は、委員から頂いた意見等を踏まえ、素案の作成を進めてまいります。

また、生物多様性の取組のシンボルであるコウノトリの飼育・放鳥につきましては、今年5月に生まれた1羽のヒナの雌雄判別の結果、雄と判別されました。

一般公募により広く募集した愛称につきましては、221件の応募があり、その中から、市内小学校の児童の投票により、幼鳥の愛称を「はく」と名付け、8月3日にケージの屋根を開け、ソフトリリースによる放鳥を行い、8月5日に飛び立ちました。これで8年連続、合計15羽を放鳥し、現在、11羽のコウノトリが野外で活動しております。

土曜授業の在り方の検討について申し上げます。

小中学校での土曜授業につきましては、毎年「土曜授業検証委員会」において、学習意欲や学力の向上の効果等を検証してまいりました。来年度は、開始から10年と

なることを踏まえ、ここで土曜授業の在り方等を一旦総括する必要がございます。

そこで、今後の在り方を検討する新たな組織として、校長会、教頭会、教員及び教育委員からの代表者のほか、保護者の意見は大変有用であることから、PTAの各ブロック代表者8人にも加わっていただき、「土曜授業検討委員会」を9月に立ち上げることといたしました。

第1回の委員会開催後の12月頃を目途に児童生徒、保護者及び教職員への意識調査を実施し、その結果を踏まえ、土曜授業を実施する意義やこれまでの成果と課題について、委員会において議論いただきながら検討を進めてまいります。

野田幼稚園の3年保育導入と市内幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進について申し上げます。

先の定例会以降、野田幼稚園における3年保育の開始と幼稚園のインクルーシブ教育の推進について、野田地区私立幼稚園協会と協議を行ってまいりました。

野田幼稚園の3年保育については、「こばとプレルーム」に通う子供の保護者からの強い要望を受けて実施するものであり、10月の園児募集はその子供たちを対象として開始することで、ご理解を頂くことができました。

これを受けまして、野田幼稚園の3年保育開始に係る関係条例案を今議会に提案させていただいております。

また、幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進については、近年増加している発達上の支援を要する園児に対し必要な支援を行うため、現在、その支援策の協議を野田地区私立幼稚園協会と進めているところであり、加えて既に取り組んでいる保育所等への支援の充実強化も図るため、今議会に追加議案としてインクルーシブ教育や保育に係る経費を補正予算として提出させていただく予定であります。

さらに、幼稚園教諭の人材確保に対する支援について、野田地区私立幼稚園協会からの要望を受け、必要な幼稚園教諭数を確保するため、幼稚園教諭として採用された方に対する就労奨励金の支給や民間賃貸住宅の家賃補助金制度を令和5年度から実施したいと考えており、今後も市内の幼稚園教育の振興に取り組んでまいります。

野田市教育大綱について申し上げます。

野田市教育大綱につきましては、野田市総合計画に掲げる「人のつながりがまちを変える みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」の実現に向け、学校、地域及び家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して教育を推進することができるような教育環境の充実等の教育行政における目標を定めておりますが、8月3日に開催しました第3回野田市総合教育会議において、令和5年度の策定を目指している大綱見直しの素案がまとまりましたので、パブリック・コメント手続について11月を目途に実施する予定で進めてまいります。

パブリック・コメント手続の実施後は、市民の皆様からの意見を反映し、来年1月に開催を予定している総合教育会議で決定いただいた上で策定してまいります。

健康スポーツ文化都市宣言について申し上げます。

野田市スポーツ推進審議会と野田市生涯学習審議会との合同審議会を7月22日に開催し、健康スポーツ文化都市宣言の案を諮問させていただきました。

審議の結果、市民の皆様から意見を伺うための宣言文案をご了承いただいたことから、9月1日からパブリック・コメント手続を実施いたします。

頂いた意見を取りまとめた後に開催する合同審議会で答申を頂き、12月の定例会において議案を提案させていただきたいと考えております。

諸般の報告について申し上げます。

学校給食における異物混入とその対応について申し上げます。

7月13日に、第一中学校において、野田市学校給食センターが調理した給食に段ボール片が混入する異物混入事故が発生しましたが、健康被害はなく、同センターでは、直ちに再発防止策を講じております。しかし、学校は、当該異物混入事故について、保護者に事故の原因及び再発防止策に関する連絡をしませんでした。このため、学校からの連絡が夏休みに入ってもないことから、不安を感じた保護者が、野田保健所に相談し、同保健所からの連絡により、この時点で初めて、学校教育課も当該異物混入事故を認識し、第一中学校では、8月10日になって、ようやく保護者にお詫び

の通知を発する事態となってしまいました。ご心配をお掛けした保護者の皆様には、深くお詫び申し上げます。

このような事態に至った原因ですが、野田市教育委員会では、「野田市学校給食異物混入防止マニュアル」を策定しております。同マニュアルでは、異物混入事故発生時の対応について、金属、ガラスなど健康被害の可能性の高い異物と、毛髪、衛生害虫以外の昆虫、包装材料の切れ端など健康被害の可能性が低い異物に分けて、対応方針を定めております。今回の事故の段ボール片は、被害の可能性が低い異物に当たり、この場合の学校の対応として、校長は教育委員会に事故報告書を提出するとなっておりますが、ただし書で、電話報告及び事故報告等の提出は必要ないものとしております。さらに、保護者への通知については、記述されておりません。つまり、今回、保護者通知を行わなかったことは、必ずしもマニュアルに違反するものとは言えないものでした。しかしながら、今回、異物が発見されたのは、調理場ではなく学校の配膳中でした。子供たちへの心理的影響を考えると、学校内で異物が発見された場合には、少量の毛髪を除き、事故報告、保護者への通知が必要と考えます。

また、今回の事故を受け、野田保健所が、8月18日に野田市学校給食センターに立入調査を実施し、いくつかの指摘を受けており、8月25日までに、指摘に対する報告書を提出することとなっております。このうち、施設の設備面については、調味料室の壁の一部が剥がれているなどの指摘があったため、8月中に修繕することとし、予備費を活用させていただいております。

異物混入対応は、子供たちの安全を守る基本となることから、まず、9月の給食開始前に、今回の事故に対応する部分についてマニュアルを修正し、今後、全体的な見直しを図ってまいります。

公共施設への公衆無線LANの整備について申し上げます。

計画的な公共施設への公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を進めるため、2月に策定した「野田市公共施設公衆無線LAN整備方針」に基づき、令和4年度は、新たに開館する児童センター(愛称・のだしこども館 supported by kikkoman)に加え、4つの公民館で整備を進めておりますが、前年度からの繰越金が多く出たことや普通交付税の上振れがあったことから、残る6つの公民館や生涯学習センター、関宿コミ

ユニティ会館、（仮称）多世代交流センターについても整備を令和4年度に前倒して実施することいたしました。

また、避難所となっている学校施設については、既存のG I G Aスクール構想で構築したネットワーク環境を活用した無線LANの整備を進めるため、未整備となっている小中学校体育館の整備に係る経費について、前倒しする施設の経費と併せて今議会の補正予算に計上させていただいております。

施設の老朽化対策について申し上げます。

学校給食施設については、これまでにも申し上げてきた学校給食センターを始めとして経年による老朽化対策のほか、衛生管理基準への適合の必要性、食育の推進や食物アレルギー対応の重要性の高まりに対する対応策など運用面の向上も求められています。

さらに、今後の児童生徒数の減少や厳しい財政状況が続くことが見込まれるなど多くの課題を抱えており、現在、調理方式も含め施設の再整備に向けた検討を進めています。

3月に開催された、市立学校等のPTA代表等で構成される「野田市学校給食運営委員会」では、施設の現状と課題、本市に導入可能な調理方式ごとの評価や再整備の際の財政負担と諸課題を提示し、ご意見を伺いました。

委員からは、温かい給食の提供には各学校で調理を行う自校方式が望ましいとの意見がある一方で、今後の少子化や財政面を考えると柔軟に対応可能なセンター方式やその中間に当たる数校の給食をまとめて調理する親子方式が有効ではないかとの意見もありました。

7月に開催された委員会では、児童生徒数等のデータの時点修正のほか、再整備費用に維持管理費を加え新たに試算したライフサイクルコストを基に想定される調理方式ごとの財政負担を提示いたしました。

引き続き、給食運営委員会等のご意見を伺いながら、安全安心でおいしく、将来にわたって持続可能な学校給食の提供に向け、施設整備方針の早期策定に努めてまいります。

また、老朽化により銅板屋根の葺き替え工事を予定している郷土博物館については、

現在、執行に向け設計等事務作業を進めておりますが、来館者の安全確保及び展示物保護の観点から、閉館による工事とし、9月20日から令和5年3月31日まで臨時休館といたします。

公共施設のP C B含有調査について申し上げます。

公共施設の一部で使用する照明器具に高濃度P C Bが含有されているおそれがあることから、7月28日付けで千葉県野田電気工業協同組合と調査に係る委託契約を締結し、8月2日から小学校16校、中学校7校、幼稚園3園を優先して調査を実施しており、これらの施設は夏休み期間中に調査が完了するよう進めております。

野田市イングリッシュ道場について申し上げます。

今年で7回目を迎える野田市イングリッシュ道場につきましては、例年、夏休み期間中に中央公民館を会場として、中学生が英語で自己表現しようとする意欲や自ら英語学習に取り組もうとする姿勢を養うために実施しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、昨年度と同様に7月28日及び29日に中学3年生を対象に実施しました。13人が参加し、ALT（外国語指導助手）が考えたオリジナルの計画に沿って、少人数で英語による様々なコミュニケーション活動や、アメリカのカリフォルニア州に住むALTの友人とオンラインでつなぎ、交流を図りました。

千葉県青少年補導（委）員大会の開催について申し上げます。

千葉県青少年総合対策本部、千葉県青少年補導員連絡協議会及び野田市の主催で、11月27日に文化会館（愛称・野田ガスホール）におきまして、第53回千葉県青少年補導（委）員大会を開催いたします。

当日は、県内各市の青少年補導（委）員が約400人来場されることを見込んでおり、青少年健全育成や非行防止活動に永年務めてこられた方の表彰や感謝状の授与、事例発表のほか、東京2020オリンピック競技大会の男子走高跳で活躍された戸邊直人様に講演いただく予定であります。

野田市に関するスポーツ選手の活躍について申し上げます。

8月 26 日から 9月 4 日までメキシコで開催されている「第 5 回 W B S C U-15 ベースボールワールドカップ」において、硬式野球のクラブチームである取手リトルシニアに所属する第一中学校 3 年の 坂本 慎太郎 君と福田中学校 3 年の 藤田 一波 君が、いずれも投手兼外野手として日本代表に選出されました。

各種大会の結果について申し上げます。

8月 9 日及び 10 日に開催された第 50 回関東中学校陸上競技大会において、共通男子 800 メートルで木間ヶ瀬中学校 2 年生の 川口 ムサ慧 君が 6 位、1 年走り幅跳で岩名中学校 1 年の 山影 英汰 君が出場しました。

8月 9 日から 11 日まで開催された第 46 回関東中学校水泳競技大会において、男子 100 メートル平泳ぎ及び男子 200 メートル平泳ぎに第一中学校 3 年生の 宮田 一志 君が出場しました。

8月 7 日から 9 日まで開催された第 50 回関東中学校卓球大会において、男子シングルスに第二中学校 2 年生の 田嶋 鼎誠 君が出場しました。

8月 18 日から 21 日まで開催された第 49 回全日本中学校陸上競技選手権大会において、共通男子 800 メートルに木間ヶ瀬中学校 2 年生の 川口 ムサ慧 君が出場しました。

8月 17 日から 20 日まで開催された第 62 回全国中学校水泳競技大会において、男子 200 メートルバタフライに岩名中学校 3 年生の 横田 陸斗 君が出場、女子 200 メートル背泳ぎに南部中学校 3 年生の 岡安 菜々心 さんが出場しました。

一般質問について（概要）

◎ 木名瀬 宣人議員

《質問の要旨》

2 児童・生徒の自転車保険加入の義務化について

- ① 通学や部活動での移動に自転車を使う児童・生徒の自転車保険加入の管理について
- ② 自転車保険等への加入促進等に係る協定の概要及び児童・生徒世帯への義務化の周知について
- ③ 要保護世帯、準要保護世帯の児童・生徒に対する自転車保険加入の費用助成について

《答弁》

2 児童・生徒の自転車保険加入の義務化について

- ① 通学や部活動での移動に自転車を使う児童・生徒の自転車保険加入の管理については、通学で自転車を使うのは岩名中学校を除く市内10校の中学生であり、9月1日現在3968人で、うち1189人の生徒が自転車通学をしている。このうち、自転車損害賠償保険等に加入している生徒は788人、66%となっている。通学時の生徒本人の怪我等に対しては、全生徒が加入している日本スポーツ振興センターの災害給付金により補償が可能。しかし、生徒が加害者になった場合には災害給付の対象外となり、保護者に高額な補償が生じる恐れがあることから、7月に施行された「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」に基づき、自転車通学者にも自転車損害賠償保険への加入が義務化されている。

しかし、本市における自転車通学者の保険加入率はかなり低く、万が一事故が起きたときに問題となる。中学校における自転車通学の条件に損害賠償保険への加入も加えることは法的には問題が無いため、今後早急に、自転車損害賠償保険に加入していることを自転車通学の条件として対応する。

- ② 自転車保険等への加入促進等に係る協定の概要及び児童・生徒世帯への義務化の周知については、自転車保険等への加入促進等に係る協定の概要是、市民等が加入しやすい自転車保険等の提供や相談窓口の確保などについて、連携、協力する自転車保険等への加入促進等に関する協定を野田市が損害保険会社等8

社と締結しているというものである。

8社の内、5社については、市と協力して交通安全教室を実施するなど、自転車の安全利用の促進等の取り組みも含めた包括連携協定となっている。これらの協定により、市民の自転車保険等の加入率向上を図っていく。

児童生徒世帯への義務化の周知については、設置者の努力義務となっており、令和3年12月に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」が公布されたことから、県からの通知を受け、学校から各家庭に周知した。

さらに、県から加入促進のポスターが送付されたことを受けて、令和4年3月にポスター（データ含む）を各学校内に掲示するとともに、市教委で作成した保護者通知用文書を用いて、学校から各家庭に周知した。

この保護者用文書にはQRコードが付いており、そこを読み取れば県と市の自転車保険関係のホームページに接続するようになっており、保護者会などを通して口頭でも呼びかけを行うよう依頼した。

加えて、加入促進に関する県の通知を受け、令和4年5月にも再度学校から各家庭に周知した。

しかし、自転車保険に全生徒が加入しているわけではなく、周知がまだ十分でないことから、市でも今後啓発チラシを作成し配付するなど、児童生徒の保険加入を促進していく。

- ③ 要保護世帯、準要保護世帯の児童・生徒に対する自転車保険加入の費用助成については、要保護世帯については、自転車保険加入費用は、支給対象ではない。また、就学援助に係る準要保護児童数については、地方交付税の基準財政需要額に算入されており、野田市では令和3年度の基準財政需要額の算入額が6千717万5千円に対しまして、令和3年度の決算額であるが、この額を上回る9千916万円となっている。また、認定要件については、児童扶養手当が支給されている方及び認定基準を生活保護基準額の1.5倍未満とし、対象者の拡大を図り、経済的事由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行っているところであり、自転車賠償保険加入保険料は、少額であるため、新たに支給項目を追加し、自転車保険加入の費用助成を加えることは、考えていない。

◎ 古橋 敏夫議員

《質問の要旨》

1 タブレット端末活用内容について

- ① デジタル教科書になっていない現在、どのように活用されているのか伺う
- ② デジタル技術活用がさらに進むためには、教員のICTスキルの向上と校務時間短縮が課題と思うが見解を伺う

③ デジタル教科書が導入されたらどのように活用する予定なのか伺う

2 サポートティーチャー事業について

- ① サポートティーチャー（学習支援員）の人員配置基準について伺う
- ② 増員要望に対する市の対応について伺う
- ③ 未来教室の人員をサポートティーチャーの人員に充てるなど工夫が必要と考えるが見解を伺う

《答弁》

1 タブレット端末活用内容について

- ① デジタル教科書になっていない現在、どのように活用されているのか伺うについては、その直後の新型コロナウイルス感染症対策による一斉臨時休業では、デジタル学習ドリルやオンラインを活用した学習機会の確保に役立った。

タブレット型パソコンは児童生徒の深い学びを実現させるための文房具の一つと考えており、その活用例は、教職員の工夫しだいで多様に考えられる。日常的な授業では、デジタル教材を利用して児童生徒の興味関心を引き出すこと。

Webサイトやデジタルコンテンツを利用して学習内容を広げ深めること。アプリケーションを利用して自らの考えをまとめたり、学習結果を仲間と共有したりすること。デジタル学習ドリルを利用して自主学習をすすめ、学習内容の確認や習熟を図ることが挙げられる。

市内の小中学校で行う児童生徒のタブレット型パソコン利用についての活用状況調査によると、94.8%の児童生徒が、授業や学習の中でタブレットを使うことが「勉強に役立つ」と肯定的な回答をしている。デジタル教材にはゲーム感覚で学習ができるなど児童生徒の興味をそそる工夫がされているものもあり、楽しみながら学習ができる。紙媒体で行う学習にもメリットがあり、文字や図を書くこともペンを使って実際に手を動かし、じっくりと考えることがで

きる。また問題を解く際、プリントなどの紙媒体なら間違えた問題を残しやすく、安易に振り返りができることも紙学習の魅力である。

つまり、学習にはデジタル教材と紙学習の併用が好ましいと捉えており、それぞれのメリット、デメリットを踏まえた上で、児童生徒の深い学びを実現させるには何が最適かを今後も検証していく。

- ② デジタル技術活用がさらに進むためには、教員のICTスキルの向上と校務時間短縮が課題と思うが見解を伺うについては、デジタル技術活用がさらに進むためには、教員のICTスキルの向上と校務時間短縮が課題と思うが見解を伺うについては、デジタル技術活用のためには教員のICTスキルの向上が不可欠であるが、まずデジタル技術活用状況については、学校間格差も課題である。そこで、教育委員会では、令和3年11月に参画した「Google for Educationパートナー自治体」の取組として、昨年度からGoogle社と連携した教職員個々のスキルに応じた研修会を開催している。

今年度は、「アゲイン研修」「コア研修」「コアPlus研修」「アドバンス研修」「ICTリーダー育成研修」と5段階にレベルを分け、基礎的な操作方法を改めて学ぶ研修から、より発展的な使用方法を学ぶ研修まで、幅広く実施し、ICTスキルの向上に取り組んでいる。また、デジタル技術の活用が他校に比べて進まない学校には指導課職員が直接訪問し、活用状況を確認した上で指導、助言を行っている。

デジタル技術の活用と校務時間短縮については、本市では平成30年度から株式会社エデュコムが提供する小中学校統合型校務支援システム「C4th」を整備しており、本システムは、学籍情報、出席簿、保健関係書類の処理や教育委員会と各学校間での文書のやりとり等をデジタルで行うことができるため、業務改善が期待できる。このシステムの活用にあたっては、必要に応じて各種研修会を実施したり、システム提供業者と定例会を行って市内の活用状況を把握したりして、よりよい活用方法を協議している。他にも、ヘルプデスクを常設することで、使い方がわからなかった際、すぐに支援ができる体制を整えている。さらに、今年度、「文書連絡機能」という新たな機能を導入することによって、教育委員会から送付した文書の受付や処理が容易になり、校務時間短縮がより進むことが期待できる。

また、Google 社と連携して実施している各研修でも、校務時間短縮に効果的なアプリケーションの活用方法について、講師から紹介がある。実際に Google フォームを活用した保護者アンケートを実施する等、活用が広まってきており、アンケートとりまとめの時間が大幅に短縮されたといった声を聞いている。

今後も市内小中学校の I C T 活用の実態を鑑み、各関係機関と連携を取って教職員の I C T スキル向上を推進しつつ、校務時間短縮が進むよう努める。

- ③ デジタル教科書が導入されたらどのように活用する予定なのか伺うについては、文部科学省では、2024年度の教科書改訂を契機として、デジタル教科書の本格導入を目指している。その本格導入に向けて2022年度には、「学びの保証・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」として、全国の小中学校を対象としたデジタル教科書の無償配付が行われている。

今年度、本市では、小学校5、6年生と中学校全学年に外国語の学習者用デジタル教科書が提供されており、さらに2教科目として小学校では、国語及び書写、または社会及び地図の学習者用デジタル教科書が、中学校では、希望した5校に国語及び書写、歴史、公民、地理及び地図、道徳の学習者用デジタル教科書が提供されている。

デジタル教科書の活用を推進するため、7月には、「小学校外国語学習者用デジタル教科書研修会」を実施し、講師からデジタル教科書の具体的な活用法についての話を聞き、その後、参加者同士で各学校の活用状況について話し合った。中学校教員対象の研修会は10月に実施を予定している。

現在提供されている外国語のデジタル教科書については、デジタル教科書を大型テレビ画面に映し、単語や絵の画面を映したり、動画や歌を流したりといった活用をしており、教科書に準拠した内容の画像や動画をすぐに流すことができる。

また、児童生徒が教科書の代わりにタブレット型パソコンに教科書の画面を写し、その画面に書き込みをしたり操作を行ったりするといった活用もしており、自分のペースで学習でき、英文再生速度や間隔の調整ができるので、自分に合った再生方法でリスニングの練習ができたり、自分がうまく発音できない単語や表現を中心に何度も繰り返し練習したりすることが可能。

今後も、2024年度のデジタル教科書本格導入を見据えて、紙の教科書と併

用してタブレット型パソコンを活用しつつ、自分のペースにあった学習などの個別最適化された学びの支援が実践されるように活用促進・環境整備を行っていく。

2 サポートティーチャー事業について

- ① サポートティーチャー（学習支援員）の人員配置基準について伺うについては、サポートティーチャーは、児童生徒の個々に応じたきめ細かな授業を学級担任や教科担任を行い、学力の向上を図るために市内小中学校全校に配置している。現在、サポートティーチャーの配置基準は、小学校は1校につき2人、中学校は1校につき1人の配置としているが、小学校の6学級以下の小規模校においては1人の配置としており、小学校が20校34名、中学校が11校11名の計45名の配置となっている。

他市でも同様の職種はあるが、教員免許の所有については不要の市もあり、そのような市での業務内容は、算数や数学のつまづきの支援を全体の中で行ったり、ドリルの丸つけ、プリント作成などの補助業務を行ったりしていると聞いている。それに対し、本市のサポートティーチャーは、全員が教員免許を有している。他市で行っている業務はもちろんのこと、算数及び数学の授業において、担任とのチームティーチング指導及び習熟度別又は学習課題別等の少人数編制によるグループ指導等を直接行うことができるといった利点も有しており、今後も本市では、教員免許を有するサポートティーチャーを配置して、子どもたちに寄り添った指導を行っていく考えである。

- ② 増員要望に対する市の対応について伺うについては、木間ヶ瀬小学校の活用例を挙げると、児童の学力向上を目的として、通常授業とは別にサポートティーチャーの指導の下、休み時間や放課後を中心に個別対応の学習を行っている。学校に確認したところ、この個別学習については、サポートティーチャーだけで行うのではなく、学校長や教務主任、担任と協力、連携しながら複数の職員で対応しているとのことである。個々の子どもの苦手としているところを克服するために、その日の授業の振り返りや宿題などに取り組んでおり、子ども達にとって学びに対する姿勢が高まり大変効果を上げている。

このように、子ども達の学力向上につながる学校独自の特色ある取り組みに対しては、市の人員配置基準に加えて、さらに増員できるように検討していく。

- ③ 未来教室の人員をサポートティーチャーの人員に充てるなど工夫が必要と考えるが見解を伺うについては、子ども未来教室業務については、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用し、業務委託形式により実施している。

この補助金は、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画により、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的としている。このため、未来教室に派遣している学習支援員は、教員免許を持たない地域の主婦の方や定年退職された市民及び学生が主となっている。

したがって、教員免許を持ち合わせていない方々がほとんどであり、サポートティーチャーとしての人員補充はできない状況となっている。

繰り返しになるが、専門的な指導技術や子どもの心理など、教員として必要な知識を学び資格を有するサポートティーチャーを配置することは、児童生徒を指導する上で、多くの利点であり、今後も有資格者の採用を継続していきたい。併せて本市や近隣地域には元教員の方々が少なからずいると考えており、このような方々にサポートティーチャーとして協力をいただけるよう市のホームページや市報等で募集をかけるなど継続して欠員のないよう対応していく。

◎ 吉岡 美雪議員

《質問の要旨》

- 3 鈴木貫太郎記念館再建について

- ① 収蔵品の活用について
- ② 企業版ふるさと納税などを含めた再建資金調達状況と今後の方針について
- ③ 再建に向けた広報活動について

《答弁》

- 3 鈴木貫太郎記念館再建について

- ① 収蔵品の活用については、収蔵品の活用については、機会を捉えて市内外の博物館等施設への出張展示を行っている。最近の展示実績は、令和3年10月にさわやかしば県民プラザ「ちばのお宝再発見」に貫太郎翁の書や、貫太郎翁とタカ夫人の木像などを出展したほか、令和4年4月から5月まで郷土博物館で

行われた市民コレクション展や6月から同博物館で開催中の企画展などで、鈴木家伝来の刀剣や夫妻の肖像画、檜(ひ)扇(おうぎ)を展示した。

- ② 企業版ふるさと納税などを含めた再建資金調達状況と今後の方針については、まず、再建資金の調達状況は、昨年の6月に鈴木貫太郎記念館再建基金を新たに設置し、現在、主にふるさと納税制度を活用して、広く全国の皆様から建設資金の寄附を募っている。

令和3年度末の鈴木貫太郎記念館再建基金の基金残高は、2,100万8千円となっており、基金積立の内訳は、個人の方からの寄附は、市内の方から16件、50万1千円、市外の方からは413件、1,126万2千円、また、企業及び団体からの寄附については、市内2件、17万円、市外は6件、907万5千円となっている。今年度の状況は、8月31日現在で当再建基金へのふるさと納税が66件、215万3千円、企業及び団体による寄附が2件、370万4千円、合計で68件、585万7千円となっている。

また、財政調整基金において、令和3年度決算剰余金の2分の1を上回る額を積み立て後の残高が、目標としてきた標準財政規模の20パーセントを超える額となったことから決算剰余金の残余のうち3億円を当再建基金へ積み立てることとして、今議会の補正予算に計上した。

補正予算の議決により、令和4年度末の基金残高は、約3億4,100万円となる見込みである。

次に、企業版ふるさと納税については、自然と共生するまちづくり推進プロジェクトにおける生物多様性をキーワードとする野田市の魅力発信事業の事業費の一部として活用しており、令和3年度までの寄附の実績は、180万円の寄附をいただいた。

この企業版ふるさと納税は、企業向けの地方創生応援税制制度であり、地方公共団体が実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附を行った場合、寄附金額の最大9割が法人税等から軽減される税制上の優遇措置を受けられる仕組みである。

地域再生計画として位置付けて実施しているプロジェクトに関し、野田市の自然のみならず「野田市の歴史的資源を活用する」項目を追加するため、令和4年5月18日に地域再生計画の変更申請を内閣府に対して行い、7月7日に承

認された。これによって、歴史的資源である鈴木貫太郎記念館の再建事業に向けた寄附についても活用できることとなった。

企業側にとってプロジェクトにより参画し易い環境となったことから速やかに企業へ直接訪問するなど事業の周知、活動を展開し、鈴木貫太郎翁の記念館再建に向け、協力を募っていきたいと考えている。この地域再生計画に位置付けられたことから、鈴木貫太郎翁の偉業を後世に伝えるため記念館の再建の必要性を広く知っていただき、個人、企業の皆さんに働きかけていきたい。

- ③ 再建に向けた広報活動については、再建に向けた広報活動については、記念館や貫太郎翁について多くの方に知っていただくため、記念館パンフレットをリニューアルしたほか、チラシやインターネットを活用してふるさと納税の寄附を募っている。

パンフレットは、市内の博物館施設のほか、出張展示の際にブースに設置したり、講演会や講座の際、参加者に資料とともに配布したりするなど、活用を図っている。

また、昨年度から貫太郎翁にまつわるエピソードを市報に連載しており、さらに本年4月には記念館のホームページを開設し、絵画「最後の御前会議」の解説文などを掲載して、所蔵資料を中心に情報を充実させている。

一方で、現在のところ、Facebook や LINE などの SNS による発信は行っていないが、市外も含めた寄附を頂いた方への発信も有効だと考え、PR推進室と連携し、SNS による情報発信を進めていく。

また、担当学芸員による普及活動として、さわやかちば県民プラザにおける出張展示に合わせた一般向けの展示解説や、小学校4年から中学生を対象とした「ちば子ども大学」における貫太郎講座をはじめ、東葛飾研修所における教員研修、千葉県生涯大学校や公民館など、様々な場所に出向き、貫太郎翁や記念館に関する話をしており、引き続き拡充していく。

今後も、さまざまな手段、メディアを活用して、さらに幅広い方に記念館の現状を知っていただき、再建に向けた支援をお願いしていく。

◎ 栗原 基起議員

《質問の要旨》

2 多子世帯を対象とした小中学校の給食費無償化について

- ① 子育てに対する経済的負担の軽減を図るため多子世帯を対象とした学校給食費の無償化を実施する必要があると考えるが市の見解を伺う
- ② 野田市的小中学校で多子世帯（第2子以降と第3子以降）を対象に無償化を実施した場合の各対象者数と各世帯が負担していた給食費の各合計額について伺う
- ③ 千葉県が無償化に向けて市町村と連携しながら実施していくとの方針があるが連携状況について伺う

《答弁》

2 多子世帯を対象とした小中学校の給食費無償化について

- ① 子育てに対する経済的負担の軽減を図るため多子世帯を対象とした学校給食費の無償化を実施する必要があると考えるが市の見解を伺うについては、学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条の規定では、基本的に食材料費は保護者負担となっているため、食材料費の保護者負担を少しでも軽減するために、市として野田産米の購入費の補助を実施しており、令和3年度において約2,640万円を補助している。

さらに、今年度、食材費や物流費の高騰が学校給食の現場に影響を与えていることから、栄養価を確保した給食を維持するとともに、保護者の負担軽減を図るため、令和4年度の6月補正において、約4,350万円の食材費の補助を実施している。

今後も、保護者負担を基本的な考え方とし、物価高騰が継続した場合には、野田産米の購入費補助を増額すべきか、給食費の値上げを実施するべきかを来年度に向けて学校給食運営委員会にお諮りして検討していく。

一方、現在、生活に困窮している世帯への対応として、準要保護世帯は給食費が無償となっているが、対象者を広げるべく就学援助制度の認定基準を見直すことも必要であると考えており、認定方法の見直しを検討していく。

また3人以上の子を扶養する多子世帯において、3番目以降の子に補助する学校給食費の無償化については、県の制度設計はかなり問題があると考えるが、

少子化対策としては有効であることから、現在実施について検討している。

- ② 野田市の小中学校で多子世帯（第2子以降と第3子以降）を対象に無償化を実施した場合の各対象者数と各世帯が負担していた給食費の各合計額について伺うについては、野田市の対象者数について、市内小中学校の状況を調査したところ、第3子以降の人数は小学校で982人、中学校で468人の合計1,450人となる。給食費の合計額について、一人当たりの年額は、小学校が46,640円、中学校が55,990円であり、小学校では4,580万480円、中学校では2,620万3,320円、合計で7,200万3,800円となる。

なお、この金額には、既に給食費を無償化している就学援助世帯も含まれている。

なお、ご質問で第2子以降の金額ということだが、概算だが小学校で2,774人、中学校で1,481人の合計4,255人となり、合計2億1,230万550円となる。

- ③ 千葉県が無償化に向けて市町村と連携しながら実施していくとの方針があるが連携状況について伺うについては、先ほど当該事業については、制度設計に問題があると申し上げたが、本来、県が県内の子供たち全員のために主体的となって取り組むべきものであり、市町村が実施しなければ連携をしないという県の姿勢はいかがなものかと考える。

いずれにしても、教育委員会として、少子化対策に有効と考える子育て世帯への保護者の負担軽減を図るために必要な施策を今後も検討していく。

◎ 金木 祐輔議員

《質問の要旨》

1 小中学校のプール夏休みの利用について

- ① 公営プールが総合公園にしかない野田市において、今まで夏休みに小学校や中学校のプールを開放していたことがあるのかを伺う
- ② 子どもたちの水の事故を防ぐためにも、水に慣れ親しむ機会を増やすため、来年度以降の小学校プールの開放など効果的な利用はできないのか伺う

《答弁》

1 小中学校のプール夏休みの利用について

- ① 公営プールが総合公園にしかない野田市において、今まで夏休みに小学校や中

学校のプールを開放していたことがあるのかを伺うについては、市内各小中学校の夏休みのプール開放の状況は、新型コロナウイルス感染症が流行する前年の令和元年度は、自校の児童を対象に夏季休業中の水泳指導という形態で市内小学校10校において実施していた。学校によるが、期間は、概ね夏休み開始直後の7月22日から5日間程度となっており、学校の規模にもよるが、午前中の時間帯を低・中・高学年などに分けて、各学年とも概ね1時間程度で指導を実施していた。市内小学校では、これまで夏季休業中にこのような方法でプールの開放を行っており、自由にどの学年の児童もプールを利用できるというような開放ではなかった。なお、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度以降の実施はない。また、中学校については、小学校のような夏季休業中の学校のプール開放は行っていない。

- ② 子どもたちの水の事故を防ぐためにも、水に慣れ親しむ機会を増やすため、来年度以降の小学校プールの開放など効果的な利用はできないのか伺うについては、水泳の学習は、ここ3年間、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、時間数も大幅に縮小し、夏季休業中の水泳指導も行うことができなかつた。そのため、子どもたちの水泳に対する意識は以前よりも薄くなっているように思う。水泳指導は、水泳系で求められる身体能力を身に付けたり、水中での安全に関する知的な発達を促したり、水の事故を未然に防ぐ理論的な思考力を育んだりすることから、大変重要な学習である。そこで、新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが、来年度に向けては、年間指導時数を確保し実施するほか、夏季休業中にも水泳指導を実施する等、水に慣れ親しむ機会が増えるように各学校に指導していく。

夏季休業中の水泳指導以外のプールの開放については、学校によってはプールの老朽化が進んでおり、プールやプールサイドのほか、ろ過機やそのほかの設備の不具合等で緊急に対応が必要な可能性もあるため、学校の管理下以外で利用することは難しいと考えている。また、他市のように市内の数校でプールを開放した場合、開放される学校とそうでない学校との地域差が生まれ、不公平感につながることも考えられる。

そのため、監視員を雇用して実施をしたり、プール開放事業自体を事業者に業務委託するのではなく、コロナ禍以前のように夏季休業中には学校が主体とな

り、計画的に時間を割り振りながら学年ごとに実施する水泳指導を充実していく。

◎ 庄司 真生議員

《質問の要旨》

2 GIGAスクール構想で整備したICT端末の利用について

- ① ICT端末の利用状況について
- ② ICT端末による病気や不登校の生徒への支援施策について
- ③ ICT端末を活用した選択登校制への市の見解について

《答弁》

2 GIGAスクール構想で整備したICT端末の利用について

- ① ICT端末の利用状況については、利活用状況を把握するため、教職員と児童生徒を対象として年2回、活用状況調査を実施している。直近の令和4年6月調査では、週持ち時間の2分の1程度以上でICT端末を活用した授業を行っている教職員は、令和3年12月の結果から12.3%増加し75.1%となっており、活用の日常化が進んできていることがうかがえる。児童生徒も92.5%の児童生徒が、ICT端末を使った授業について、「積極的に使いたい」、「使いたい」と肯定的に回答しており、さらに94.8%の児童生徒が、授業や学習の中でタブレット型パソコンを使うことが「勉強に役立つ」と回答をしている。

また、教職員のさらなるICT端末活用を目指し、今年度は各教科でICTを有効的に活用するための研修を充実させた。内容は、本市では、令和3年11月から「Google for Education パートナー自治体」に参画しており、Google社から本市の実情に応じた教職員向け研修会や各種コンテンツ等の提供を受け、教職員個々のスキルに応じた研修会を実施した。また、研修組織である野田市教育研究会と連携した教科・領域の指導に特化した実践的なタブレット型パソコンの操作研修も実施している。

今後は、野田市的小中学校全体でタブレット型パソコンの有効的な活用事例を共有し、各教科での活用方法を検証していく。

- ② ICT端末による病気や不登校の生徒への支援施策については、ICT端末を

活用した病気や不登校の児童生徒への支援は、学校との繋がりを維持するための有効な手段の1つであると考えている。実際に新型コロナウイルス感染防止による臨時休校時やコロナウイルスに感染したり、濃厚接触者になってしまったりした場合、また、不登校の児童生徒に対して、学校から声かけをし、本人や保護者の希望に応じて、端末を活用した支援を実施している。

代表的なものとしてオンライン授業が挙げられ、昨年9月、新型コロナウイルス感染防止のため、市内全校が臨時休校となった際、多くの学校が家庭にいる児童生徒との双方向のやりとりに取り組んだ。このような背景もあり、どの学校も学校と家庭を繋ぐ準備は、ほぼできていると考えている。また、オンライン授業などの双方向のやりとりだけでなく、ネット上で課題の提示や提出などの運営・管理ができる「クラスルーム」というアプリケーションや小学校1年生から中学校3年生まで、さまざまな教科の予習復習ができるデジタル学習ドリル「eライブラリー」を活用した支援も可能となっている。

しかし、児童生徒のICTの習熟度、病状や心の状態、また保護者の意向など、ICT端末による支援を実施するには、様々な課題に直面する場合があり、今後も、そのような児童生徒の気持ちや保護者の意向に寄り添いながら丁寧に対応していく。

- ③ ICT端末を活用した選択登校制への市の見解については、まず、教育委員会としては、学校に登校するということを第一義として考えている。また、ICT端末を活用した授業への参加について、文部科学省が令和元年10月25日付で発出している「不登校児童生徒への支援の在り方について」等に基づき、本市においても、令和4年2月25日付で「学校長の判断において、ICT端末を利用して授業に参加した場合、出席扱いとすることができる。」ことを、各学校に改めて通知した。それにより、「選択登校制」ではないが、保護者が必要に応じて学校と授業の参加の仕方を協議し、ICTを活用して授業に参加した場合も学校長の判断の下、出席扱いとすることができるようになっている。今後も、各学校において児童生徒一人一人の実態に合わせ、多様な教育機会の確保ができるよう指導していく。

◎ 川崎 貴志議員

《質問の要旨》

2 2022年度全国学力・学習状況調査の結果について

- ① 野田市の結果の特徴を教えてください。またコロナ禍以前との比較、3年ごとに行われる理科の結果についても教えてください
- ② 結果の分析を踏まえた今後の対策や方針について教えてください

《答弁》

2 2022年度全国学力・学習状況調査の結果について

- ① 野田市の結果の特徴を教えてください。またコロナ禍以前との比較、3年ごとに行われる理科の結果についても教えてくださいについては、今年度は、国語、算数・数学、理科の3教科で実施され、小・中学校共に、国語では全国平均を下回るものの、全国や県に近い分布を示している。算数・数学、理科では同様に全国平均を下回っており、加えて分布についても、いわゆる上位層が少ないなどの偏りがあった。

特に課題があったのは、国語の文章を読み取って考えたことを記述する問題、算数・数学の数と計算の求め方と答えを記述する問題、理科の「エネルギー」を柱とする領域の実験の結果を根拠に推論したことを記述する問題等である。

コロナ禍以前との比較では、今年度中学校の実施対象となった生徒は、平成31年度に小学校調査を実施しており、特に算数・数学の平均正答率が大きく下降しており、コロナ禍での影響を考慮しつつも、各校での分析を丁寧に行う必要があると考えている。

また、理科の前回調査は平成30年度であり、今年度との結果を比較すると、小学校ではあまり変化は見られなかつたが、中学校では4.5ポイント下降している。「理科が好き」、「授業が分かる」と回答している生徒は増えていることから、学年が上がるにつれ、事象から推論する力がより求められることに、生徒が慣れていないことが窺える。「予想をもとに実験や観察の計画を立てて学習をしている」との回答に比べ、「実験や観察から分かったことを考えている」との回答のポイントが高く、さらに平成30年度に比べても高くなっていることから、各学校で課題に応じた授業改善は進んでいるものと思われる。今後、課題となる問題の分析を、各学校でより丁寧に行い、それに応じて授業を

改善することが必要であると考えている。

児童生徒質問紙では、学校生活および学習への関心・意欲が全国平均を下回るものが多くあり、新型コロナウイルス対策で学校行事が制限された昨年度の実情から、児童生徒の活躍の場が減ったことが影響しているものと思われる。

一方で、小・中学校とも国語では、漢字を文の中で正しく使うことや、配列に気をつけて文字を書くことなどは、全国平均を上回る結果となった。

また、算数のプログラミング学習に関する図形の問題では、全国と同程度の結果となっている。小学校の理科では、観察などで得た結果を分析し、自分の考えを選択する問題で千葉県より正答率が高く、中学校の理科では、考察の根拠とするための必要な実験を選択する問題が、全国と同程度の結果であった。

これらは、タブレット型パソコンを活用した学習や、土曜授業で培った少人数指導や習熟度指導の一定の成果であると思われる。

また、コロナ禍で学校行事が制限された状況にあっても、「人が困っているときは、進んで助けていますか。」との質問に対し、小学生では 90.0%、中学生では 89.6%が、全国の割合を上回り、肯定的に回答しています。「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」の質問にも、小・中学生とも 95%以上の、全国とほぼ同率の肯定的な回答があった。これは、日頃から他を大切にする心の指導や、道徳の授業を計画的に取り組んできた結果であると考えられる。

- ② 結果の分析を踏まえた今後の対策や方針について教えてくださいについては、言葉の特徴等への理解や関心が高いのは、反復練習による基礎基本的な内容の丁寧な指導、日頃のノート指導の結果である。具体的な取組としては、これまでのドリル学習に加え、1人1台配付されたタブレット型パソコンにより個に応じた学習の充実を図っている。日本語は全ての教科に通じる基本と捉え、漢字の小テストをこまめに実施することで理解を深めたり、タブレット型パソコンを活用して漢字の関心を高めた。野田市で配置しているサポートティーチャーを活用し、休み時間や放課後に、児童が自由に分からぬところを聞きに行ける体制を取っている学校もある。

今後も、コツコツと少しずつ積み重ねていくことで力がつくことを子どもたちに実感させながら、日本語への関心を高めていくよう指導していく。

一方で、野田市の課題は、自分の考えを書く、推論して書くなどです。この課題については、どの教科においても書く活動を取り入れるなどの指導の工夫や、本調査の結果を丁寧に分析した授業改善が必要であると考える。

各学校では、コツコツと学んで覚えてきた言葉を、思いを伝えることに使えるようになることが次の課題であると捉え、授業研究を行っている。根気強く、しかし柔軟に児童生徒の実態に応じて、授業を改善していくよう今後も指導していく。

令和3年9月議会でも同様に答弁いたしましたが、教育委員会では、教科による指導だけでなく、多様な体験活動や表現活動等を通して、挨拶や礼儀、人のコミュニケーション力など、社会を生き抜く上で大切な力を身につけ、よりよい社会を築いていけるよう、自分も周囲の人たちも大切にできる豊かな心を育てていきたいと考えていることに変わりはなく、今後も、感染症対策は万全にしつつ、学校行事実施を前提にした活動の充実を図ることで、児童生徒の心の安定につなげていきたい。

さらに、現在、各学校においても自校の結果を分析しているところであり、更にそれを踏まえて、今後の授業に活かすよう指導していく。

◎ 星野 幸治議員

《質問の要旨》

2 学校給食の現状及び保護者の負担軽減について

- ① 野田市の学校給食における地場産品の使用状況について伺う
- ② 野田市の学校給食における有機農産物の使用状況について伺う
- ③ 学校給食無償化の早期実現を求めるものでありますが、市の基本的な考え方について伺う

《答弁》

2 学校給食の現状及び保護者の負担軽減について

- ① 野田市の学校給食における地場産品の使用状況について伺うについては、市内の農家から給食施設に直接納品いただいている野菜と、野田産米をみると、令和3年度の賄材料費の決算額は5億7,184万3千円で、このうち地元の農家等から購入した品目は、黒酢米、江川米、黒酢米から製造した発芽玄米、ほ

うれん草、小松菜、枝豆、にんじん、キャベツ、白菜、ブロッコリー、大根、長ネギ、キュウリ、ジャガイモ、ナス、玉ネギ、トウモロコシ、トマト、イチゴ、三つ葉、カブの21品目となる。また、全ての材料費に占める地場産農産物の購入金額と割合は、約3,260万円で5.7%であった。

- ② 野田市の学校給食における有機農産物の使用状況について伺うについては、「有機農産物」に係る野田市独自の定義はないが、一般的には原則農薬不使用かつ禁止されている化学肥料を使用しないで栽培され、農林水産大臣から認可を受けた登録機関がそれを認め、「有機JAS認証」を取得した農産物と言われている。

野田市の学校給食では、この厳しい定義に沿った有機農産物を現在使用していない。

しかしながら、野田産米はご存じのとおり、農薬や化学肥料を半分以下に抑えた特別栽培米で「ちばエコ農産物」として認証されており、さらに有機農法を取り入れた減農薬の江川米も使用し、安心な黒酢米から加工して作った発芽玄米も取り入れるなど、米については、安全安心なものを提供できていると考えている。

また、野菜の中では、旭出荷組合の枝豆については、黒酢米と同様に「ちばエコ農産物」「もっと安心農産物」の認証を受けていることを確認している。

「有機農産物」を学校給食で使用するには、必要な量の確保が難しいといった課題があるため、まずは食育の推進の観点からも、安心で新鮮な地場産農産物の使用量を増やしていきたいと考えている。

- ③ 学校給食無償化の早期実現を求めるものがありますが、市の基本的な考えについて伺うについては、学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条の規定では、基本的に食材料費は保護者負担となっているため、食材料費の保護者負担を少しでも軽減するために、市として野田産米の購入費の補助を実施しており、令和3年度において約2,640万円を補助している。

さらに、今年度、食材費や物流費の高騰が学校給食の現場に影響を与えていることから、栄養価を確保した給食を維持するとともに、保護者の負担軽減を図

るため、令和4年度の6月補正において、約4,350万円の食材費の補助を実施している。

今後も、保護者負担を基本的な考え方とし、物価高騰が継続した場合には、野田産米の購入費補助を増額すべきか、給食費の値上げを実施するべきかを来年度に向けて学校給食運営委員会にお諮りして検討していく。

一方、現在、生活に困窮している世帯への対応として、準要保護世帯は給食費が無償となっているが、対象者を広げるべく就学援助制度の認定基準を見直すことも必要であると考えており、認定方法の見直しを検討していく。

また、3人以上の子を扶養する多子世帯に係る給食費において、市町村が補助する場合に、3番目以降の子に千葉県も連携して補助するという県の補助制度については、先の議員の答弁でも申し上げたが県の制度設計にはかなり問題があると考えているが、少子化対策としては有効であると考えられることから、実施について検討しているところである。

今回、議員からご指摘のあった学校給食費の完全無償化を実施するためには、令和3年度で約5億7,000万円の財政負担が必要となる。

現状では給食費の完全無償化を進めるよりは、子どもたちによりきめ細やかな授業を実施するために必要となる教職員の配置や老朽化している学校施設や給食施設への対応など、喫緊の課題を優先して対応していきたいと考えているところである。

今後も、教育委員会としては、子どもたちのためにより対応すべき項目を優先して実施していく。

従って、野田市としては学校給食費の完全無償化については、国において財政措置を講じるべきであると考えている。

◎ 濱田 勇次議員

《質問の要旨》

2 子どもの視力低下について

- ① 裸眼視力が、1.0未満の小中学校別の割合及び学年ごとの割合について
- ② 裸眼視力が、0.3未満の小中学校別の割合について
- ③ 現在取り組んでいる予防策と、今後の取組について

《答弁》

2 子どもの視力低下について

- ① 裸眼視力が、1.0未満の小中学校別の割合及び学年ごとの割合については、令和4年度の市内小中学校における定期健康診断の報告がすべての学校から提出されていないため、各校からの報告をとりまとめた令和3年度児童生徒定期健康診断集計表を基に本市の状況を説明する。まず、1点目の裸眼視力が、1.0未満の小中学校別の割合及び学年ごとの割合については、小中学校別では、小学校は27.2%、中学校は41.2%となっている。学年ごとでは、小学校1年生は16.3%、2年生は20.5%、3年生は24.1%、4年生は27.7%、5年生は29.0%、6年生は28.6%となっている。中学校1年生は38.6%、2年生は43.1%、3年生は41.9%となっており、学年が上がるにつれて割合が増える傾向となっている。
- ② 裸眼視力が、0.3未満の小中学校別の割合については、小学校では5.3%、中学校では、10.5%となっている。人数にして、小学生は351人、中学生は296人と、裸眼視力が0.3未満という学校生活を送る上で不安や不便を感じる可能性のある児童生徒が少なからずいる。
- ③ 現在取り組んでいる予防策と、今後の取組については、市内小中学校において行われている視力低下の予防策についてまず挙げられるのが、学校保健安全法により定められている原則毎年6月までに行う眼科検診や視力検査等の定期健康診断である。その結果を基に、治療が必要な児童生徒には学校から治療勧告をする。治療後に出される治療報告書の提出がない家庭には、文書等で再度お知らせしたり、保護者面談で学級担任から連絡したりするなど、治療を促している。

また、学校の衛生環境において、視力と関係の深い「教室の明るさ」について、薬剤師による照度検査や、学級担任によるカーテンの開閉及び蛍光灯の交換等で教室内を適切な明るさに保っている。

ほかにも、毎年10月10日の「目の愛護デー」に合わせて行う学校が多いが、保健だより等の文書で、「目の健康」や「スマホやゲームと視力の関係」など、視力に関する記事で児童生徒及び保護者に周知、啓発を行ったり、委員会活動で児童生徒が視力低下への注意喚起を促すポスターを作成し、学校内に掲示す

る活動を行っている。

日常生活においても、基本的なことだが「姿勢を正して授業を受ける」、「教科書、ノート、との距離が近づきすぎないよう、30センチメートル程度あけて見る」などを指導し、授業時には机間巡回をする中でそれらが守られていない児童生徒に対して個別に声かけを行っている。

また、GIGAスクール構想に伴い、児童生徒が1人1台のタブレット型パソコンを使用するなど、ICT機器を活用する機会が増えている。指導課では、市内全校に端末を使用する際のガイドラインとして「野田市小中学校学習者用端末の運用について」を通知しており、「画面との距離を30センチメートル以上離すようにする」、「30分程度に1回は画面から目を離して休める」、「就寝1時間程度前からは利用を控える」などと、目に負担をかけずに使用するよう周知している。各校は、このガイドラインを基にタブレット型パソコンを活用している。

これらの基本的な予防対策に加え、ビジョントレーニングといわれる眼球運動を行っている学校や、小規模という特性を生かして、視力検査時に「読書時の視線とゲーム実施時の視線の動き」や「リモート学習時の姿勢と学習後に目を休ませること」等の視力や目に関する保健指導を行っている学校もある。

文部科学省が公表した令和3年度の学校保健統計調査では、裸眼視力が、1.0未満の中学生が過去最多の60.28%、小学生も36.87%となっており、それらと比較すると、本市の裸眼視力1.0未満の子どもの割合は高くありません。これも、各校が先ほど申し上げた様々な視力低下の予防対策に取り組んでいる成果かと思われる。

しかしながら、本市においても子どもの視力低下に関しては決して楽観視できる状況ではない。今後、タブレット型パソコン等のICT機器を使用する機会が一層増えることが予想される。

今後もこれまでってきた視力低下の予防対策に引き続き取り組み、GIGAスクール構想のような時代の流れや視力に関する最新の知見等を注視しつつ、児童生徒の視力低下に十分配慮した教育活動を行っていく。

◎ 内田 陽一議員

《質問の要旨》

1 子どもからのSOSについて

- ① 小中学校での、不登校・長期欠席・いじめ等の現状と課題、対策状況などについて、お聞きいたします

《答弁》

1 子どもからのSOSについて

- ① 小中学校での、不登校・長期欠席・いじめ等の現状と課題、対策状況などについては、直近の不登校・長期欠席の現状は、今年度30日以上長期欠席している児童生徒は、7月末現在、小学校48人、中学校189人となっており、昨年の同時期と比べ、小学校では2人、中学校では19人増加している。

長欠児童生徒のうち、不登校は、小学校30人、中学校133人となっており、こちらも昨年の同時期と比べ、小学校では7人、中学校では19人増加している。

増加の原因は、コロナ禍の、普段とは違う生活様式が影響していることも考えられるが、本人を取り巻く問題が複合的に絡み合い、医療機関や子ども家庭総合支援課分室との連携など、多角的な支援を要するケースが増加していることが影響していると考えられる。

児童生徒が欠席した場合には、担任はその日のうちに家庭と連絡を取り、欠席が数日続いた場合、家庭訪問により本人や保護者と面談して、欠席が長く続かないように働きかけている。また、児童生徒の欠席が長期にわたる場合には、校内でケース会議を開き、情報を共有して支援のあり方を検討した上で、学校で統一した支援を行ったり、医療機関やひばり教育相談並びに適応指導学級と連携したりと、多角的な支援を行うことで学校復帰を目指している。また、児童生徒や保護者の意向を踏まえた上で、一人一台端末のタブレットを活用したオンライン授業を行いながら、学習に遅れが出ないような支援も行っている。

不登校・長期欠席児童生徒の支援は野田市の教育における最重要課題の一つであり、未然防止と早期対応が重要であると考えている。学校においては、教員が日頃より児童生徒とのコミュニケーションを密に取り、アンテナを高く張つて児童生徒の心の状態について把握するよう努めている他、職員会議等で学

校の職員が児童生徒の情報を共有するようにしている。

続いて、いじめ等の現状と課題及び対応状況などについては、令和4年度6月に市内小中学校全校で実施した「いじめアンケート」によるいじめの認知件数は、小学校で974件、中学校で61件、合計1035件であった。この結果を受け、各学校では、訴えのあった児童生徒に対して面談を行い、詳細について聞き取り、いじめ解消に向けて、組織的に支援・指導してきた。さらに、現段階で解消されていない「いじめ」については、9月上旬に再度、職員が児童生徒に聞き取りを行い、支援して行く。

加えて、野田市では、「inandバイ」というSNSを利用した相談アプリを市内中学校に周知し、生徒がいつでも気軽にいじめなどの悩みについて、相談できるような仕組みを整えている。また、中学1年生には、いじめ防止教育の一環として、外部講師により、ネットいじめに関する授業を行っている。さらに、児童生徒が教師や友達、大人に悩みや不安を相談することの大切さを学ぶ「SOSの出し方教育」を各学校で実施している。

今後も、児童生徒に寄り添い、学校、家庭、教育委員会、関係機関が連携し、全ての児童生徒が安心して登校できるような温かい雰囲気の学校・学級づくりをさらに心掛けるよう指導していく。